



●市営住宅の入居者及び補欠者を募集

▶入居者及び補欠者を募集する住宅

地区	住宅名	空家戸数	間取り	摘要
西有田	坂井町	2	3DK	
豆田	丸の内	1	3DK	
竹田	南元町	4	3DK	再開発
朝日	朝日ヶ丘	6	2DK・3DK	

※桃山住宅、刃連町住宅、元町再開発住宅、前・中・上津江・天瀬・大山振興局管内の住宅は随時募集しています。空室状況は各振興局にお問い合わせください。

▶入居資格

次の全てに該当する人(既に公営住宅に入居している人や暴力団員の人は申込みできません)

①住宅に困っている人

※持ち家のある人は申込みできません。

②市税等の滞納がなく、これまでに市営住宅の明渡し請求を受けたことがない人

③収入が基準額を超えない人

④同居の親族がいる人

▶申込方法 必要書類を添付し、下記に提出
※各種様式、応募要領は市ホームページ(右記二次元コード)をご確認ください。



▶申込期間

10月3日(月)~14日(金) 午後5時(必着)

▶抽選日 10月27日(木) 午前9時30分~

▶抽選会場 市役所7階 大会議室

※臨時募集後、申込数が募集戸数に満たない住宅は令和5年3月末まで随時募集とします。

※災害等の発生によって空家戸数が変わる場合があります。

☎建築住宅課住宅係 ☎228218 (市役所5階)

●県営住宅の入居者を募集

▶入居資格

次の全てに該当する人(既に公営住宅に入居している人や暴力団員の人は申込みできません)

①特に住宅に困っている人

※持ち家のある人は申込みできません。

②市県民税等の滞納がなく、これまでに県営住宅の明渡し請求を受けたことがない人

③収入が基準額を超えない人

※これ以外に高齢者向の入居資格が別途あります。

※詳細は大分県住宅供給公社にお問い合わせください。

▶申込方法

大分県住宅供給公社日田駐在所(日田土木事務所内)に備付けの申込用紙で申込み

▶申込期間 10月11日(火)~14日(金)

午前9時15分~午後5時

▶抽選日 10月19日(水) 午前11時~

▶抽選会場 日田総合庁舎3階 会議室

▶入居者を募集する住宅

地区	住宅名	戸数	間取り	摘要
光岡	友田	1	3LDK	1階・高齢者向
		2		2、5階・一般向
朝日	朝日ヶ丘 A-1	3	3DK	3、5階・一般向

☎大分県住宅供給公社日田駐在所 ☎22480 (日田土木事務所内)
建築住宅課住宅係 ☎228218 (市役所5階)

皆さんの意見を募集します! -パブリックコメント-

市では下記の条例(骨子案)を公開していますので、ご意見をお寄せください。

■内容 ①日田市個人情報の保護に関する法律施行条例(骨子案)

②日田市議会の個人情報保護に関する条例(骨子案)

■閲覧場所 市ホームページ、市役所3日以内窓口、各振興局・振興センター、各地区公民館(各振興局・振興センター管内を除く10か所)、下記担当課

■意見の提出方法 住所・氏名を記入の上、市ホームページ、郵便、ファックス、持参のいずれかで提出

■意見の提出先 市役所3日以内窓口、各振興局・振興センター、下記担当課

■募集期間 10月3日(月)~11日2日(水)

☎877-8601(住所記載不要) ①総務課行政係(市役所4階) ☎228201 FAX240429

②議会事務局総務係(市役所3階) ☎228214 FAX228249



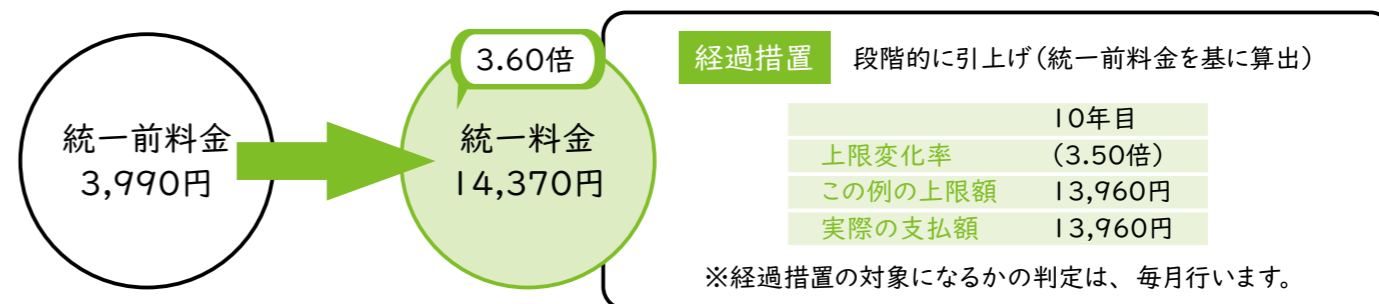
●水道料金の経過措置の上限が変わります

市では、平成25年10月に水道料金を統一しましたが、激変緩和策として、令和5年9月までの10年間、経過措置を実施しています(対象地区は、旧簡易水道地区等の一部)。料金の統一によって引き上げになる場合は、その変化率に応じて上限を設定し、上限を超える額は徴収しないこととしています。

10年目(令和4年10月から令和5年9月)の上限は、3.50倍で、令和5年10月以降は激変緩和措置が終了し、統一料金となります。

▶経過措置の例

旧簡易水道地区の都留・川原地区において、25mm口径メーターで一月60m³の水道を使用した場合 ※10円未満は切捨て。



10年目は料金の変化率が3.50倍以上の場合に経過措置が適応されます

この例の場合、「10年間経過措置」が適用されて10年目の上限額が13,960円となり、「統一料金(14,370円)」から410円安くなります。

※統一前後の料金や経過措置のシミュレーションができるソフト(エクセル形式)を市ホームページに掲載していますので、ご利用ください。

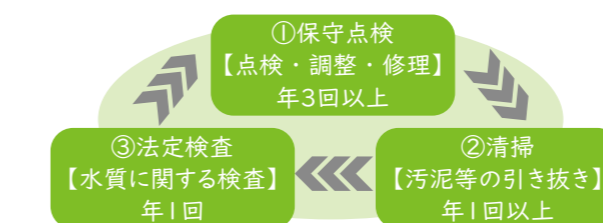


☎経営管理課窓口係 ☎228224 (市役所5階)

●10月1日は「浄化槽の日」です!

合併処理浄化槽は、微生物などの働きを利用して汚れた水をきれいにする装置で、維持管理がとても重要です。浄化槽を使っている人には、浄化槽法による3つの義務が定められています。

◆浄化槽を適正に使用するための3つの義務◆



合併処理浄化槽の設置に対する補助があります!

市では生活排水対策のため、合併処理浄化槽の設置費用に対する補助を行っています。汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替える場合は、宅内配管に30万円と撤去費に9万円の上乗せ補助があるため、合併処理浄化槽を設置しましょう。

【補助対象者】

公共下水道等の整備区域を除いた区域で、市内に住所を有し、自ら居住する住宅に浄化槽を設置する人及び市内に居住する目的で浄化槽を設置する人

【補助金額】

サイズ	新築や家の建替え等で新しく浄化槽を設置する	汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から切り替える
5人槽	332,000円	532,000円
7人槽	414,000円	614,000円
10人槽	548,000円	748,000円

※都市計画区域内に設置する場合は、更に3万円の上乗せ補助があります。

☎環境課水・環境係 ☎228357 (市役所2階)